

鎌倉市景観計画

平成19年 1月

鎌倉市都市景観課

序 章 鎌倉らしい都市景観形成をめざして	
1. 鎌倉らしさと都市景観の形成	1
2. 計画の目的と性格	2
1) 目的	
2) 計画の位置づけ・役割	
3) 計画の期間	
3. 景観計画の区域	3
第1章 都市景観形成の基本的考え方	
1. 基本理念	7
2. 都市景観の特色	8
3. 基本目標	9
第2章 都市景観形成の基本方針	
1. 基本方針の構成	13
2. 構造別景観形成の方針	14
1) 基本構造の考え方	
2) 基本構造の設定	
3) 景域の基本方針	
4) 景観地域の基本方針	
5) ベルトの基本方針	
6) 拠点の基本方針	
3. 類型別景観形成の方針	26
1) 景観類型の区分	
2) 土地利用別の景観形成の方針	
3) 景観資源の保全・活用・整備の方針	
第3章 良好な景観形成のための行為の制限	
1. 建築行為等の誘導の基本的考え方	35
2. 鎌倉市全域における景観形成の方針と基準	36
1) 建築行為等の景観形成に関する方針（共通事項）	
2) 土地利用類型別景観形成の方針と基準	
3. 「特定地区」における景観形成の方針と基準	99
1) 「特定地区」における景観形成の取り組み方針	
2) 土地利用類型別基準（全市）との関係	
3) 「特定地区」で定めるべき内容	
4) 「特定地区」における景観形成手法	
5) 「特定地区」別の景観形成の方針・基準	

第4章 景観資源等の質的向上に関する事項

1. 景観資源の保全・活用に関する基本的考え方・・・・・・・・・・・・・・・・ 115
2. 景観重要公共施設の整備及び良好な景観形成に関する事項・・・・・・・・ 115
 - 1) 景観重要公共施設の指定等
 - 2) 景観重要公共施設別の整備方針及び占用許可基準等
3. 景観重要建造物・景観重要樹木の指定方針・・・・・・・・・・・・・・・・ 126
 - 1) 景観重要建造物（建築物、工作物）
 - 2) 景観重要樹木
4. 歴史的眺望景観の保全・創出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 128
 - 1) 眺望景観の保全・創出の基本的考え方
 - 2) 景域別の眺望景観の保全・創出の方針
 - 3) 眺望点毎の眺望景観の保全・創出の方針
 - 4) 眺望景観の保全・創出のための配慮事項
5. 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する
行為の制限に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・ 140
 - 1) 全市共通事項
 - 2) 土地利用類型別制限事項
 - 3) 特定地区別事項

第5章 都市景観形成の実現化方策

1. 実現化方策の構成・考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 147
2. 推進施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 147
 - 1) 景観法・関連法令等を活用した都市景観の形成
 - 2) ベルトや拠点を中心とした都市景観形成事業の推進
 - 3) 市民・NPO・事業者との協働・支援
3. 推進体制・スケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 150
 - 1) 市民・NPO・事業者・行政の協働による景観づくり
 - 2) 行政の推進体制
 - 3) 推進スケジュール
 - 4) 事業評価

用語の解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 153

資料・届出の対象となるもの（届出が必要な行為）・・・・・・・・ 156

鎌倉市景観計画の策定経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 158

#のある語句については、巻末に用語解説を掲載しています。